

令和元年（行ヒ）第367号 地方自治法251条の5に基づく違法な国との関与
(裁決)の取消請求事件

判 決 理 由 骨 子

行政不服審査法7条2項は、国の機関等がその「固有の資格」において相手方となる処分については同法の規定は適用しない旨を規定するところ、「固有の資格」とは一般私人が立ち得ないような立場をいい、国の機関等がそのような立場において相手方となる処分か否かの検討に当たっては、当該処分に係る規律のうち、当該処分に対する不服申立てにおいて審査の対象となるべきものに着目すべきである。

公有水面埋立法は、国の機関と国以外の者のいずれについても、公有水面の埋立ての実施主体となり得るものとし、また、都道府県知事の処分である承認又は免許を受けて初めて、埋立てを適法に実施し得る地位を得ることができるものとしている。さらに、同法は、国の機関が受けるべき承認について、出願手続、審査手続、免許基準等の免許に係る諸規定を準用しており、承認を受けるための処分要件その他の規律は、国以外の者が免許を受ける場合と実質的に異ならない。そうすると、公有水面の埋立てにつき、処分の名称や事業の実施の過程等における規律に差異があることを考慮しても、国の機関が一般私人が立ち得ないような立場において承認の相手方となるものとはいえない。したがって、埋立ての承認は、国の機関が行政不服審査法7条2項にいう「固有の資格」において相手方となるものということはできない。

本件において沖縄県知事がした埋立ての承認の取消しについても、国の機関である沖縄防衛局がその「固有の資格」において相手方となったものとはいえない。その旨の原審の判断は是認することができ、本件訴えを不適法として却下した原判決に所論の違法はない。